

北九州市認定産業廃棄物処理業者
であることを証する



様式第十五号の二（第十条の十八関係）

許可番号 第07670003555号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 北九州市戸畠区大字中原46番93

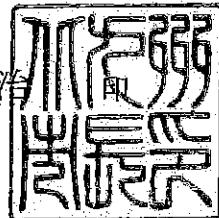
氏 名 光和精鉱 株式会社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 平嶋 直樹

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日

平成 30年 6月 25日

許 可 の 有 効 年 月 日

平成 37年 6月 24日

1 事業の範囲

事業の区分

別紙1のとおり

特別管理産業廃棄物の種類

別紙1のとおり

2 事業の用に供するすべての施設

別紙2のとおり

3 許可の条件

な し

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 6月 25日 新規許可
平成 6年 1月 4日 変更許可
平成 6年 10月 5日 変更許可
平成 7年 8月 28日 変更許可
平成 9年 10月 21日 変更許可
平成 10年 6月 25日 更新許可
平成 11年 12月 8日 変更許可
平成 14年 10月 25日 変更許可

平成 15年 4月 15日 许可
平成 15年 6月 25日 更新許可
平成 20年 6月 25日 更新許可
平成 21年 6月 3日 変更許可
平成 25年 6月 1日 変更許可
平成 25年 6月 25日 更新許可
平成 30年 6月 25日 更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

無

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理業 (焼却、塩化揮発法による金属回収、有機隣化合物の高温分解(無機化)、シアン化合物の分解、還元、原料、中和剤又は溶剤としての有効利用、ペレット製造又はセメント原料製造工程の原燃料として再生利用、抽出・洗浄・脱水、焼成)

産業廃棄物の種類

焼却

汚泥

(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマゾン、チオベンソル、ペンゼン、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタノール、1,3-ジクロロプロパン、ペソゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸

(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマゾン、チオベンソル、ペンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ

(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマゾン、チオベンソル、ペンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類

塩化揮発法による金属回収

燃え殻

(カドミウム又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥

(カドミウム又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸

(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物若しくは鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ

(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物若しくは鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

鉛さい

(カドミウム又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

ダスト類

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上6種類



有機磷化合物の高温分解（無機化）

- 汚泥 (有機磷化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は有機磷化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は有機磷化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上3種類

シアノ化合物の分解

- 汚泥 (シアノ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又はシアノ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又はシアノ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上3種類

還元

- 燃え殻 (六価鉄化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
汚泥 (六価鉄化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は六価鉄化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は六価鉄化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
鉱さい (六価鉄化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
ダスト類 (六価鉄化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上6種類

原料、中和剤又は溶剤としての有効利用

- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

以上2種類



ペレット製造又はセメント原料製造工程の原燃料として再生利用
燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
汚泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロエチル、テトラクロエチル、ジクロロメタノン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブテン、チラム、シマジン、チオベニカル、ペソゼン又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロエチル、テトラクロエチル、ジクロロメタノン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブテン若しくはペソゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロエチル、テトラクロエチル、ジクロロメタノン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブテン、チラム、シマジン、チオベニカル、ペソゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロエチル、テトラクロエチル、ジクロロメタノン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブテン、チラム、シマジン、チオベニカル、ペソゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
鉱さい (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
ダスト類 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上7種類

抽出・洗浄・脱水

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
汚泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
鉱さい (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
ダスト類 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類

焼成

燃え殻 (グリセリン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
汚泥 (グリセリン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
鉱さい (グリセリン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃アルカリ (グリセリン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
ダスト類 (グリセリン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上5種類



別紙2

事業の用に供するすべての施設

施設の種類：焼却施設（2号焼却炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚 泥(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペソ、チカラム、シマゾン、チオベンゾラブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廢 油(揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペソ、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廢 酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペソ、チカラム、シマゾン、チオベンゾラブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廢アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペソ、チカラム、シマゾン、チオベンゾラブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原4-6番93

設置年月日：昭和54年 7月26日

処理能力：
汚 泥 1日あたり22.0立方メートル(24時間)
廢 油 1日あたり 17.2立方メートル(24時間)
廢 酸 1日あたり11.0立方メートル(24時間)
廢アルカリ 1日あたり11.0立方メートル(24時間)

許可年月日：平成7年10月16日

許可番号：第報526-1号、第報526-2号、第報526-4号

施設の種類：焼却施設（4号焼却炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚 泥(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペソ、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廢 油(揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペソ、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廢 酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペソ、チカラム、シマゾン、チオベンゾラブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廢アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペソ、チカラム、シマゾン、チオベンゾラブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原4-6番93

設置年月日：昭和54年 7月26日

処理能力：
汚 泥 1日あたり32.1立方メートル(24時間)
廢 油 1日あたり 17.2立方メートル(24時間)
廢 酸 1日あたり16.0立方メートル(24時間)
廢アルカリ 1日あたり16.0立方メートル(24時間)

許可年月日：平成10年 1月28日

許可番号：第報527-1号、第報527-2号、第報527-4号

施設の種類：焼却施設（ペレット焼成炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚 泥(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シラソ、オベニカルブ、ベンゼン又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
廢 油(揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、ベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上2種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成9年11月17日

処理能力：汚 泥 1日あたり19.2立方メートル(24時間)
廢 油 1日あたり47.3立方メートル(24時間)

許可年月日：平成9年11月17日

許可番号：第報476-1号、第報476-2号

施設の種類：焼却施設（産廃キルン及び二次燃焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚 泥(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シラソ、オベニカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
廢 油(揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
廢 酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シラソ、オベニカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
廢アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シラソ、オベニカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成14年9月20日

処理能力：汚 泥 1日あたり26.2立方メートル(24時間)
廢 油 1日あたり11.2立方メートル(24時間)
廢 酸 1日あたり16.2立方メートル(24時間)
廢アルカリ 1日あたり16.2立方メートル(24時間)

許可年月日：平成13年7月27日

許可番号：第315-1号、第315-2号、第315-4号



施設の種類：塩化揮発法による金属回収

特別管理産業廃棄物の種類：

- 燃え殻(かごみ)又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥(かごみ)又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸(水素イオン濃度指數2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、かごみ又はその化合物若しくは鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ(水素イオン濃度指數12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、かごみ又はその化合物若しくは鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉱さい(かごみ又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ダスト類(水銀又はその化合物、かごみ又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上6種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成5年6月25日

処理能力：
燃え殻 1日あたり11.24トン(24時間)
汚泥 1日あたり8.22立方メートル(24時間)
廃酸 1日あたり4.32立方メートル(24時間)
廃アルカリ 1日あたり4.32立方メートル(24時間)
鉱さい 1日あたり8.03トン(24時間)
ダスト類 1日あたり8.22トン(24時間)

施設の種類：有機磷化合物の高温分解(無機化)施設(2号焙焼炉)

特別管理産業廃棄物の種類：

- 汚泥(有機磷化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸(水素イオン濃度指數2.0以下のもの、又は有機磷化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ(水素イオン濃度指數12.5以上のもの、又は有機磷化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和54年7月26日

処理能力：
汚泥 1日あたり220立方メートル(24時間)
廃酸 1日あたり110立方メートル(24時間)
廃アルカリ 1日あたり110立方メートル(24時間)

施設の種類：有機磷化合物の高温分解(無機化)施設(4号焙焼炉)

特別管理産業廃棄物の種類：

- 汚泥(有機磷化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸(水素イオン濃度指數2.0以下のもの、又は有機磷化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ(水素イオン濃度指數12.5以上のもの、又は有機磷化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和54年7月26日

処理能力：
汚泥 1日あたり3.21立方メートル(24時間)
廃酸 1日あたり0.160立方メートル(24時間)
廃アルカリ 1日あたり1.60立方メートル(24時間)

施設の種類：有機燃焼物の高温分解（無機化）施設（産廃キルン及び二次燃焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚泥（有機燃焼物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は有機燃焼物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は有機燃焼物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成14年 9月20日

処理能力：汚泥 1日あたり26.2立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり16.2立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり16.2立方メートル（24時間）

施設の種類：シアソ化合物の分解施設（2号焙焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚泥（シアソ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又はシアソ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又はシアソ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和54年 7月26日

処理能力：汚泥 1日あたり22.0立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり11.0立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり11.0立方メートル（24時間）

許可年月日：昭和54年7月26日

許可番号：第140-2号

施設の種類：シアソ化合物の分解施設（4号焙焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚泥（シアソ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又はシアソ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又はシアソ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和54年 7月26日

処理能力：汚泥 1日あたり32.1立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり16.0立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり16.0立方メートル（24時間）

許可年月日：昭和54年 7月26日

許可番号：第141号

施設の種類：シアソ化合物の分解施設（産廃キルン及び二次燃焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

廃酸（シアソ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（シアソ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上2種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成22年 1月 5日

処理能力：廃酸 1日あたり7.8立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり7.8立方メートル（24時間）

許可年月日：平成21年11月25日

許可番号：第521号

施設の種類：還元施設（2号焙焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

燃え殻(六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
汚泥(六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
鉱さい(六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
ダスト類(六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上6種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和54年 7月26日

処理能力：燃え殻 1日あたり220トン(24時間)
汚泥 1日あたり220立方メートル(24時間)
廃酸 1日あたり110立方メートル(24時間)
廃アルカリ 1日あたり110立方メートル(24時間)
鉱さい 1日あたり220トン(24時間)
ダスト類 1日あたり220トン(24時間)

施設の種類：還元施設（4号焙焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

燃え殻(六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
汚泥(六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
鉱さい(六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
ダスト類(六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上6種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和54年 7月26日

処理能力：燃え殻 1日あたり321トン(24時間)
汚泥 1日あたり321立方メートル(24時間)
廃酸 1日あたり160立方メートル(24時間)
廃アルカリ 1日あたり160立方メートル(24時間)
鉱さい 1日あたり321トン(24時間)
ダスト類 1日あたり321トン(24時間)

施設の種類：原料、中和剤又は溶剤としての有効利用施設（廃酸処理施設）

特別管理産業廃棄物の種類：

廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

以上1種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和47年11月20日

処理能力：1日あたり36立方メートル(24時間)

施設の種類：原料、中和剤又は溶剤としての有効利用施設（メタル回収施設）

特別管理産業廃棄物の種類：

廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

以上2種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成9年11月27日

処理能力：廃酸 1日あたり408立方メートル(24時間)
廃アルカリ 1日あたり408立方メートル(24時間)

施設の種類：原料、中和剤又は溶剤としての有効利用施設（飛灰処理施設）

特別管理産業廃棄物の種類：

廃 酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

以上1種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成18年12月5日（変更届）

処理能力：1日あたり98立方メートル（24時間）

施設の種類：ペレット製造又はセメント原料製造工程の原燃料としての再生利用施設

特別管理産業廃棄物の種類：

燃え 膜(ドミム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚 泥(ドミム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマソウ、チオペンカルブ、ベンゼン又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃 油(揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃 酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、ドミム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマソウ、チオペンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、ドミム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマソウ、チオペンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

鉱 さ い(ドミム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

ダ ス ト類(水銀又はその化合物、ドミム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上7種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成5年6月25日

処理能力：燃え 膜 1日あたり1342トン（24時間）

汚 泥 1日あたり1041立方メートル（24時間）

廃 油 1日あたり193立方メートル（24時間）

廃 酸 1日あたり98.6立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり84.0立方メートル（24時間）

鉱 さ い 1日あたり1021トン（24時間）

ダ ス ト類 1日あたり1031トン（24時間）



施設の種類：抽出・洗浄・脱水施設（土壌処理施設）

特別管理産業廃棄物の種類：

- 燃え殻(ドミム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセリ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥(ドミム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセリ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉱さい(ドミム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセリ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ダスト類(水銀又はその化合物、カドミム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセリ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成11年12月8日

処理能力：燃え殻 1日あたり120トン(24時間)

汚泥 1日あたり120立方メートル(24時間)

鉱さい 1日あたり120トン(24時間)

ダスト類 1日あたり120トン(24時間)

許可年月日：平成11年8月24日

許可番号：第311号(汚泥の脱水施設)

施設の種類：抽出・洗浄・脱水施設(No. 1 飛灰処理施設)

特別管理産業廃棄物の種類：

- 燃え殻(ドミム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセリ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥(ドミム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセリ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉱さい(ドミム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセリ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ダスト類(水銀又はその化合物、カドミム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセリ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成19年4月27日

処理能力：燃え殻 1日あたり49.4トン(24時間)

汚泥 1日あたり49.4立方メートル(24時間)

鉱さい 1日あたり49.4トン(24時間)

ダスト類 1日あたり44.8トン(24時間)

許可年月日：平成17年3月22日

許可番号：第375号(汚泥の脱水施設)



施設の種類：抽出・洗浄・脱水施設 (No. 2 飛灰処理施設)

特別管理産業廃棄物の種類：

- 燃え 蔽(ガス)又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセリ又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
- 汚 泥(ドリム)又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセリ又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
- 鉱 さ い(ガス)又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセリ又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
- ダ スト類(水銀又はその化合物、ガス)又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセリ又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)

以上4種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成19年 4月27日

処理能力：燃え 蔽 1日あたり49.4トン (24時間)
汚 泥 1日あたり49.4立方メートル (24時間)
鉱 さ い 1日あたり49.4トン (24時間)
ダ スト類 1日あたり44.8トン (24時間)

許可年月日：平成17年 3月22日

許可番号：第376号 (汚泥の脱水施設)

施設の種類：焼成施設 (産廃キルン及び二次燃焼炉)

特別管理産業廃棄物の種類：

- 燃え 蔽(ガス)又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
- 汚 泥(ガス)又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
- 廃 酸(ガス)又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ(ガス)又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
- ダ スト類(ガス)又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)

以上5種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成14年10月25日

処理能力：燃え 蔽 1日あたり482トン (24時間)
汚 泥 1日あたり223立方メートル (24時間)
廃 酸 1日あたり112立方メートル (24時間)
廃アルカリ 1日あたり112立方メートル (24時間)
ダ スト類 1日あたり482トン (24時間)

許可年月日：平成13年 7月27日

許可番号：第315-1号、第315-4号 (焼成施設)

以下余白

